「行政訴訟検討会における主な検討事項」が農林水産省所管行政に及ぼす影響

平成 1 5 年 7 月 2 5 日 農 林 水 産 省

### 1 農林水産省所管の行政分野の特徴

- (1) 農林水産省は、食料の安定供給の確保、農林水産業の発展、農林漁業者の福祉の増進、農山漁村及び中山間地域の振興、農業の多面にわたる機能の発揮、森林の保続培養及び森林生産力の増進並びに水産資源の適切な保存及び管理を図ることを任務としており、様々な分野において、国民の権利や利益と密接な関係を有する行政を展開している。
- (2) 農林水産省が所管する国民の権利・利益に密接に関係を有する具体的な行政分野は様々であるが、代表的な例としては、以下のような分野が存在する。

農業分野においては、

生産の基盤である農地についての権利調整や転用規制、土地改良事業の実施

農業振興地域の計画的な整備の推進

食品の安全性を確保する等の観点からの農薬等生産資材の取締 等を行っている

森林・林業分野においては、森林の保続培養による国土保全等の観点から、 森林の計画的な整備の推進、林地開発許可、保安林の指定等を行っている。

水産分野においては、水産資源の適切な保存及び管理と漁業調整の観点から、 一定の漁業に対する許可制、採捕の量や方法に対する規制等を行っている。

# 2 検討事項が農林水産省所管の行政分野に与える影響(主なもの)

#### (1) 行政訴訟の管轄裁判所の拡大

農地転用許可や保安林の指定等地方公共団体が行う処分等の中には、処分の相手方や関係者の住所が当該地方公共団体の管内にないケースも存在し(例えば、鹿児島の農地の転用許可について、農地の所在はもちろん、農地の所有者、処分者である鹿児島県知事等の関係者が多数現地に所在するにも関わらず、東京の開発業者が東京で訴訟を提起するような場合) 無条件に原告の住所地での訴えの提起を認めると、関係権利者等利害関係者や地方公共団体の負担の増と迅速な審理の妨げにつながることも懸念される。

また、特に、農地法等土地に着目した処分等に係る訴えは、現況の確認等が必要な場合が多く、迅速、適正な審理等の観点から土地の所在地を管轄する裁判所での審理が最も適している場合が多い。こうした土地に着目した処分等に係る訴えについて、原告の住所地で訴えを提起することができることとすることについては、慎重であるべきではないか。

# (2) 本案判決前の仮の救済の制度の整備

# 原状回復等が困難となり、法の目的や公益の達成に支障が生ずる可能性

- ・ 農地の違反転用に対する工事の停止命令や保安林の指定等について、執行 停止がなされると、これが撤回されるまでの間に開発工事や立木の伐採が進 行してしまい、原状回復が困難となってしまう。特に、暫定的な執行停止の 導入については、慎重な検討を要する。
- ・ 仮の救済についても、以下の例のような支障がある。
  - ア 農地転用不許可処分に対して仮に農地転用ができることとし、工事が行われた場合には、その後の原状回復が困難となってしまう。
  - イ 農薬の登録拒否処分について仮の救済を行うこととした場合、安全性の 確認されていない農薬が一般に流通することとなり、国民の健康被害が発生するおそれがある。

## 必ずしも全ての関係者が納得する必要がないと定めている法の趣旨の没却

・ 関係農家の3分の2以上の同意があれば実施できることとされている土地 改良事業について、執行停止を原則とすると、一部の反対者が全て納得する までは工事が事実上実施できないこととなってしまい、関係農家の権利、利 益を損なうおそれがある。

### (3) 行政立法、行政計画、通達、行政指導などへの取消訴訟の対象の拡大

行政立法、行政計画等でも、国民の権利義務に直接影響を及ぼすような場合は 現行法でも取消訴訟の対象となる処分に当たるところであり、こうした考え方を 確認的に規定する場合には特に影響はない。しかしながら、こうした紛争の成熟 性に関わりなくすべての行政立法、行政計画等を一律に取消訴訟の対象とする場 合、以下の影響が想定される。

### 多数の関係者への影響

農業振興地域の整備に関する計画等の行政計画や行政立法等は、その関係者が多数となることが多く、これらの計画等を訴訟対象とする場合、当該計画等がいつまでも確定しないこととなり、当該計画等を前提に活動する多数の者の利益が損なわれることとなる。(農業振興地域の整備に関する計画の場合、自分の農地が農用地区域に含まれていることを前提に公的支援も期待しつつ土地改良等の取組みを行うが、当該計画が取消されれれば投資が無駄となる可能性がある。)

# 法目的、公益の達成への影響

上記のようなケースがあらかじめ想定されるとすれば、例えば、農業振興地域の整備に関する計画で農用地区域とされた区域について農業者が農業投資を行うことを躊躇することが予想され、法目的の達成が困難となるおそれがある。

## 円滑な行政運営の停滞による国民の利便性への影響

紛争の成熟性に関わりなくすべての行政立法等を取消訴訟の対象とした場合、原告適格や個別の訴えの利益の判断で却下される可能性が高い訴訟の提起が増加することも見込まれ、行政がこの対応に追われることにより円滑な行政運営が阻害され、国民の利益が損なわれる可能性がある。

## (4) 原告適格の拡大、自己の法律上の利益に関係のない違法の主張制限

### 法の目的達成への支障

例えば農地法に基づく農地の権利移動の許可において、畜産農家が農地を取得することを許可した場合に、これによる環境悪化を懸念する周辺住民がその取消しを求める場合等、法が本来保護することを意図している権利や利益を有する者が納得している処分について法が保護することを意図していない者が争い得るとすると、法が本来保護しようとしている者(この場合、畜産農業者)の権利を損なうとともに、法本来の目的達成に支障が生ずるおそれがある。

### 制度があることを奇貨とした訴訟の増加

上記のケース(畜産農家の農地取得)や豚舎の設置を目的とした農地転用許可に対して住環境の悪化や地価下落等を懸念する周辺住民が取消訴訟を提起するケース、海面の埋立てについて、漁業協同組合が自らの漁業権の放棄を認めた組合内の手続き上の瑕疵(組合としては、手続きをやり直せば治癒可能)を取り上げて、環境問題に関心のある第三者が都道府県知事の海面の埋立許可の取消訴訟を提起するケース等、自己の利益を実現する上で利用しやすい制度があることを奇貨とした訴訟が増加することが見込まれる。

### 円滑な行政運営の停滞による国民の利便性への影響

仮に、原告適格がいたずらに拡大された場合、法が本来予定しない多数の者からの訴訟が多数提起されることが予想され、行政がこの対応に追われることにより円滑な行政運営が阻害され、国民の利益が損なわれる可能性がある。

省庁名等

農林水産省

ご意見をいただ〈事 項 第2-1-(2) 行政訴訟の管轄裁判所の拡大

各府省庁等所管の行政分野に与える影響の有無・内容・程度

農林水産省所管法令においても農地転用許可や保安林の指定等地方公共団体が処分等を行うこととされているものが多い。

このような地方公共団体の処分等の中には、処分の相手方の住所が当該地方公共団体の管内にないケースも存在し(農地転用許可等土地に関する事例において対象となる土地と処分の相手方の住所が離れているケース等)、無条件に原告の住所地での訴えの提起を認めると、関係権利者等利害関係者や地方公共団体の負担の増と迅速な審理の進行の妨げにつながることも懸念される。

その処分が行政訴訟の対象となりうるとの判決もある土地改良区についても地方公共団体と同様の懸念がある。

### 上記 との関係で検討を要すると思われる事項

農地法等土地に着目した処分等に係る訴えは、現況の確認等が必要な場合が多く、迅速、適正な審理等の観点から土地の所在地を管轄する裁判所での審理が最も適している場合が多い。また、このような場合、土地の所在地を管轄する行政庁が処分を行うことが多い。こうした土地に着目した処分等に係る訴えについて、原告の住所地で訴えを提起することができることとすることについては、慎重であるべきではないか。(例えば、鹿児島の農地の転用許可について、農地の所有者、処分者である鹿児島県知事等の関係者が多数現地に所在するにも関わらず、東京の開発業者が東京で訴訟を提起するような場合。)

省庁名等

農林水産省

ご意見をいただ〈事 項

第2-1-(3) 出訴期間等の教示

各府省庁等所管の行政分野に与える影響の有無・内容・程度

現在行政不服審査法で義務付けられている程度の教示であれば、実務的には、ほぼ対応可能。

処分時点での教示の対象を処分の相手方以外にも拡大する場合、原告適格の範囲にもよるが、実務上はおよそすべてを網羅することは不可能であり、利害関係者に教示を求められた際に教示することが適当ではないか。

#### 上記 との関係で検討を要すると思われる事項

行政不服審査と異なり、取消訴訟を提起できる行為であるか否かを最終的に 判断するのは行政庁ではな〈裁判所であることから、仮に教示したとしてもあ〈ま でも行政庁の判断であるということを前提に考える必要がある。

すなわち、現在でも行政庁の側は取消訴訟の対象ではないと考えていても、 裁判において処分性が有り取消訴訟の対象となるとの判断が下されるケースも 存在するところであって、こうした観点からは、教示をしなかったことや誤って教 示したことが直ちに原処分の無効や取消しにつながるものとすることは適当では ない(行政不服審査法ですら無効としていない。)と考えるが、一方で国民の裁判 を受ける権利を保障する必要もあり、こうした教示をしなかった場合や誤って教 示をした場合の効果として、行政不服審査法第18条、第19条、第58条のよう な取扱いを検討することが妥当であると考える。

省庁名等

農林水産省

頂

ご意見をいただ〈事 第2-2 審理を充実・迅速化させるための方策の整備

各府省庁等所管の行政分野に与える影響の有無・内容・程度

公務員の職務上の秘密に関する文書でその提出により公共の利益を害し、又 は公務の遂行に著しい支障を生ずるおそれがある文書等民事訴訟法第220条 で提出義務がないこととされている文書については、新たな制度下でも提出は困 難であると考える。

上記 との関係で検討を要すると思われる事項

民事訴訟法第223条第3項以下と同様に、提出をしない場合の手続きを検討 する必要がある。

省庁名等

農林水産省

頂

ご意見をいただ〈事│第2-3 本案判決前における仮の救済の制度の整備

各府省庁等所管の行政分野に与える影響の有無・内容・程度

執行停止の要件が緩和され、又は暫定的な執行停止等が導入された場合、 以下の例のような支障がある。

- ア 農地の違反転用に対する工事の停止命令や保安林の指定処分等につい て、執行停止がなされると、執行停止が撤回されるまでの間に開発工事や立 木の伐採が進行してしまい、原状回復が困難となってしまう。
- イ 関係農家の3分の2以上の同意があれば実施できることとされている土地 改良事業について、一部の反対者が納得するまでは工事が事実上実施でき ないこととなってしまい、関係農家の権利、利益を損なうおそれがある。
- このため、特に暫定的な執行停止の導入については、慎重な検討が必要。

執行停止以外の仮の救済についても、以下の例のような支障がある。

- ア 農地転用不許可処分に対して仮に農地転用ができることとし、工事が行わ れた場合にはその後の原状回復が困難となってしまう。
- イ 農薬の登録拒否処分について仮の救済を行うこととした場合、安全性の確 認されていない農薬が一般に流通することとなり、国民の健康被害が発生す るおそれがある。

### 上記 との関係で検討を要すると思われる事項

上記のような場合にあっても執行停止等がなされるような場合には、執行停止 決定等に対する即時抗告に執行停止決定等の執行を停止する効力を持たせる ことも検討する必要があると考える。

省庁名等

農林水産省

頂

ご意見をいただ〈事 第2 - 4 - (1) 行政の作為の給付(義務付け)を求める訴え

各府省庁等所管の行政分野に与える影響の有無・内容・程度

指定漁業の許可については、たとえ申請内容が法令に合致したものであって も、漁業調整上の観点から、申請者間で優劣をつけ許可・不許可を判断するも のである。このように行政庁に裁量の余地のある処分については、行政の作為 の給付(義務付け)を求める訴えになじまないと考える。

## 上記 との関係で検討を要すると思われる事項

(上記 とは直接関係ないが、)どのような者が行政の作為を求め得るかにつ いては、個別法の目的、処分等の内容によるところが大きく、個別法で解決すべ き問題であると考える。個別法において行政に対する申請権や一定の関与の仕 組みが定められていないにもかかわらず一足飛びに司法的解決を目指すことに は慎重であるべきではないか。

省庁名等

農林水産省

ご意見をいただ〈事 項

第2-4-(2) 行政の行為の差止めを求める訴え

各府省庁等所管の行政分野に与える影響の有無・内容・程度

(1)と同様、行政の裁量の余地が有り得る行為にまで差止めを認めることは適当ではないと考える。

上記 との関係で検討を要すると思われる事項

(上記 とは直接関係ないが、)行政は状況の変化に対応して処分等の発動を弾力的に行っており、裁判の時点では差止めの必要性が認められても、その後の事情の変化で処分等を行わなければならなくなる事態が想定される(例えば、土地改良事業計画の行政庁の認可について、事業の必要性等の法定要件を満たさない違法を理由にあらかじめ認可しないよう差止めの請求があった場合、これが認められたとしても、後に農業事情の変化、施工技術の改良等によって違法状態が解消され、かつ、適法に申請手続きがなされていれば、土地改良事業計画を認可することとなる。)。こうした事態に行政が対応できるようにする必要がある。

省庁名等

農林水産省

ご意見をいただ〈事│第2-5-(1) 行政立法、行政計画、通達、行政指導などへ の取消訴訟の対象の拡大

各府省庁等所管の行政分野に与える影響の有無・内容・程度

行政立法、行政計画等でも、国民の権利義務に直接影響を及ぼすような場合 は現行法でも取消訴訟の対象となる処分に当たるところであり、こうした考え方 を確認的に規定する場合には特に影響はない。しかしながら、こうした紛争の成 熟性にかかわりな〈すべての行政立法、行政計画等を一律に取消訴訟の対象に する場合、以下の影響が想定される。

- 農業振興地域の整備に関する計画等の行政計画や行政立法等は、その関 係者が多数となることが多く、これらの計画等を訴訟対象とする場合、当該計画 がいつまでも確定しないこととなり、当該計画等を前提に活動する多数の者の利 益が損なわれることとなる(農業振興地域の整備に関する計画の場合、自分の 農地が農用地区域に含まれていることを前提に公的支援も期待しつつ土地改良 等の取組みを行うが、当該計画が取り消されれば、投資が無駄となる可能性が ある)。
- 上記のようなケースがあらかじめ想定されるとすれば、例えば、農業振興地 域の整備に関する計画で農用地区域とされた区域について農業者が農業投 資を行うことを躊躇することが予想され、法目的の達成が困難となるおそれが ある。
- ・ 紛争の成熟性に関わりなくすべての行政立法等を取消訴訟の対象とした場 合、原告適格や個別の訴えの利益の判断で却下される可能性が高い訴訟の 増加が見込まれ、行政がこの対応に追われることにより円滑な行政運営が阻 害され、国民の利益が損なわれる可能性がある。

省庁名等

農林水産省

頂

ご意見をいただ〈事│第2 - 5 - (2) 取消訴訟の排他性等の見直し、行政決定の違 法確認訴訟の創設

各府省庁等所管の行政分野に与える影響の有無・内容・程度

出訴期間や排他性を否定した場合、農地の転用目的の権利移動の許可処分 後に当該土地を取得した者等対象となる処分を前提に活動するものの利益が損 なわれるおそれがあるほか、行政計画等も訴訟対象とする場合、当該計画がい つまでも確定しないこととなり、当該計画を前提に活動する多数の者の利益が損 なわれるとともに、計画の実現に向けた行政活動にも支障が出るおそれがある。

行政訴訟の対象を行政決定ないし行政上の意思決定とする場合、対象や効 果が漠然としており、裁判規範としにくいのではないか(現行の規定が不明確な ものであり、それを明確にするという改正なら理解できるが、現行の規定につい てようやく判例で具体化されてきた段階において、あえて不明確なものに変更す るというのは混乱を呼ぶだけではないのか。)。また、このような不明確なものを 訴訟対象とする場合、行政は責任ある教示を行うことは困難であると考える。

排他性や出訴期間を個別法で定めるとしても、およそすべての処分等につい てどのような関係者が存在しどの程度の出訴期間が適当であるかの判断を行う ことは相当程度の困難を伴う。さらに、訴訟の対象が処分等に限られない場合に は、個々の行為が訴訟の対象となるか否かの判断から始めなければならず、お よそ不可能に近い。

第三者の権利義務に影響があるか否かで区別するとの一般規定をおいても、 行政機関がこれを教示する必要があるという意味においては上記の困難性は解 消されず、かつ、行政が一定の判断を行って教示をしたとしても裁判でその判断 が否定されることもあり、国民に混乱を招くのではないか。

省庁名等

農林水産省

ご意見をいただ〈事 第2-5-(4) 取消訴訟の排他性の拡大解釈の防止

各府省庁等所管の行政分野に与える影響の有無・内容・程度

必ずしも意図が明確ではないが、仮に、出訴期間を経過した処分等、従来他 の訴訟では争うことが制限されると考えられていた事項について、争いえるよう にするとの主旨であれば、処分を信頼して行動する国民に損害が生ずるおそれ があるほか安定的な行政運営に支障が生ずるおそれがある。

省庁名等 農林水産省

ご意見をいただ〈事 第2 - 5 - (5) 出訴期間の延長

各府省庁等所管の行政分野に与える影響の有無・内容・程度

出訴期間について教示が行われることとなることを踏まえれば、行政事務の 安定性の観点からは、現行法の出訴期間を維持することが望ましい。

# 上記 との関係で検討を要すると思われる事項

仮に、一般的な出訴期間を延長する場合、延長される具体的な期間に応じ て、個別制度の趣旨・目的に照らして、特例を設ける必要があるか否か検討する 必要がある。

省庁名等

農林水産省

ご意見をいただ〈事 項

第2-6-(1) 原告適格の拡大

各府省庁等所管の行政分野に与える影響の有無・内容・程度

農地の権利移動の許可において、畜産農家が農地を取得することを許可した場合に、これによる環境悪化を懸念する周辺住民がその取消しを求める場合等、法が本来保護することを意図している権利や利益を有する者が納得している処分について法が保護することを意図していない者が争い得るとすると、法が本来保護しようとしている権利者(この場合、畜産農業者等)の権利を損なうとともに、法本来の目的達成に支障が生ずるおそれがある。

個別法が個別具体的利益として保護することを予定していない利益について 原告適格を拡大した場合、

- ア 豚舎の設置のための農地転用許可に対して、住環境の悪化や地価下落等 を懸念する周辺住民が取消訴訟を提起するケース
- イ 水源かん養を目的として指定された保安林の指定解除に対して、静寂な環境が失われることを懸念する周辺住民が取消訴訟を提起するケース
- ウ 自らの農地等について土地改良事業が施行され、費用の一部を負担することとなる関係権利者の大多数が納得している中で、これらの権利者以外の者が周辺環境の悪化を懸念して取消訴訟を提起するケース
- エ 都道府県知事が海面の埋立許可をする場合、原則として当該海面に漁業権を有する者の同意が必要となるが、本来、団体自治の範囲内である漁業権の放棄に関する漁業協同組合の意思決定の手続き上の瑕疵を取り上げて、埋立による環境悪化を懸念する者が埋立許可の取消訴訟を提起するケース等非常に多岐にわたる多数の訴訟が提起されることが予想され、行政事務の円滑な執行が困難となり、国民の利益が害されるおそれがある。

上記のようなケースについて訴訟等の紛争をできるだけ回避し、行政処分の 安定性を図るため、申請者にそのような者からあらかじめ同意を取ってくることを 許可の要件としたり、行政手続法第10条に該当しなくても公聴会の開催等を実 施することにより処分に至る時間が長期にわたる等、申請者にとって過度の負 担が生じる可能性があるのではないか。

### 上記 との関係で検討を要すると思われる事項

仮に原告適格を拡大する場合、申請者の予測可能性の確保や乱訴により行政事務が混乱することを防止する観点から、現在の法解釈によって認められる範囲から具体的にどの範囲を拡大するかを明確にする必要があるのではないか。

例えば、上記アのケースでは、処分等の対象である「農地を農地以外にすること」によって被害が生ずるのではなく、その後の畜舎の立地によって利益が侵害されるおそれがあるものであり、本来であればこうした立地について民事訴訟で争うか、畜舎の立地を規制する立法で解決すべき問題である。こうした、自己の利益を実現する上で利用しやすい制度があることを奇貨として行われる訴訟についても、原告適格の拡大を行うべきか検討する必要がある。

省庁名等

農林水産省

ご意見をいただ〈事 第2-6-(2) 自己の法律上の利益に関係のない違法の主 張制限の規定の削除

各府省庁等所管の行政分野に与える影響の有無・内容・程度

(1)のエのようなケースで、漁業協同組合が自らの漁業権の放棄について取消 しうべき瑕疵があるが、自らこれを取り消すべきでないと判断した場合に、漁業 協同組合と関係ない第三者が、海面の埋立許可の取消訴訟においてこの取消 しうべき瑕疵の違法性を主張することは適当ではないのではないか。

省庁名等

農林水産省

ご意見をいただ〈事 項

ご意見をいただ〈事 第2-6-(3) 団体訴訟の導入

各府省庁等所管の行政分野に与える影響の有無・内容・程度

個人でも原告適格が認められることを前提とした団体訴訟であれば影響はないが、個人に原告適格が認められない場合にまで特定の利益を保護することを目的とする団体に原告適格を一般的に認めた場合、訴訟提起の目的で団体を結成することにより、実質的に個人的な主張を団体に名を借りて行うケースが懸念される。

## 上記 との関係で検討を要すると思われる事項

個人に原告適格が認められない場合に特定の利益を目的とする団体に原告 適格を認めることは、個別法ごとにその法律が保護しようとしている権利、利益 等を考慮して検討されるべきである。また、団体の適格性についても、個別法ご とに事前登録制とするとか、裁判所の判断に委ねるといった違いが予想されると ころであり、こうした点も個別法ごとに検討すべきである。

省庁名等

農林水産省

頂

ご意見をいただ〈事 第2 - 7 - (1) 主張・立証責任を行政に負担させること

各府省庁等所管の行政分野に与える影響の有無・内容・程度

現在でも、処分等の理由の説明等は積極的に行っているところであるが、例え ば、土地改良事業の実施と被害との関係で因果関係がないことを立証すること は困難な場合が多い等、およそすべてのケースにおいて行政に立証責任を負わ せることは適当ではない。

すなわち、土地改良事業計画の認可・決定に当たっては、環境への配慮が要 件になっているところであるが、環境に対する影響については、科学的に解明さ れていないものも少なくなく、環境への悪影響があることを理由に計画の違法性 について主張がなされるような場合、計画による影響がないことを積極的に立証 するのは非常に困難である。

このような場合に、原告側は単に影響があることのみを主張すれば足り、土地 改良事業との因果関係を何ら証明する必要がないとすれば、いたずらに訴訟機 会の増加を招くことになり、その全てについて、主張の相当性のいかんにかかわ らず、国が調査・立証するためには、そもそも事前の想定が困難で、既往の調査 データもないようなケースがほとんどであることから、多分な労費を必要とし、訴 訟経済上適当ではない。

省庁名等

農林水産省

ご意見をいただ〈事 項

第2-7-(2) 処分の理由等の変更の制限

各府省庁等所管の行政分野に与える影響の有無・内容・程度

例えば許可申請に対する処分について、要件が複数ある場合に、第一の要件がクリアできなければ、その他の要件について判断することなく許否処分を行うケースが存在する(例えば、農地転用許可処分においては、まず対象となる農地の立地を判断し、農用地区域に所在する等不許可とすべき立地である場合には、転用の実現可能性などのその他の一般的な許可基準について判断することなく不許可処分を行っている。)。このようなケースで第一の要件の判断に違法があった場合に理由の変更、追加を認めなければ、いったん取消された後、行政の側で第二、第三の要件の判断を行い、場合によっては再度不許可処分を行うこととなりかねない。

省庁名等 農林水産省

ご意見をいただ〈事 第2-8-(2) 弁護士報酬の敗訴者負担の取扱い

各府省庁等所管の行政分野に与える影響の有無・内容・程度

原告が敗訴しても被告である国等の弁護士報酬を原告に負担させないとした 場合、究極的にはその負担を納税者に帰するということであり、国民の理解が得 られるか疑問。

省庁名等 農林水産省

ご意見をいただ〈事 第2-8-(3) 不服審査前置による制約の緩和

各府省庁等所管の行政分野に与える影響の有無・内容・程度

不服申立前置は、各個別法の主旨、歴史的背景等を踏まえて措置されている ものであり、各個別法における位置づけ、国民の権利利益の救済への寄与の程 度を総合的に勘案して今後の取扱いを検討する必要がある。